

Title	庄園法に於ける所領保護契約
Sub Title	
Author	細川, 龜市(Hosokawa, Kameichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1934
Jtitle	史学 Vol.13, No.2 (1934. 8) ,p.121(299)- 139(317)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19340800-0122">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19340800-0122</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 庄園法に於ける所領保護契約

細川 龜市

- 一 所領保護契約出現の歴史的諸條件
- 二 所領保護契約の成立
- 三 所領保護契約の效力
- 四 所領保護契約の解除
- 五 所領保護契約の歴史的意義

## 一

一 本篇は、平安時代特に醍醐天皇の延喜年代以降より平安末期に至る期間をその主要對象とする。この時代は、中央集權的貴族國家の根本法たる律令の制度が全く頽廢し、言ひ得べくんば一つの死去に化し、庄園制度によつて培養せられたる庄園法が有力なる法系として出現せる時代である。

つた。我が國における庄園制度はこの時代に成立し發展したものであつて、これを法制史上より觀するならば、固有法の復活出現期であるといふことが出來やう。蓋し、律令に代つた庄園法は、律令以前の多くの法律慣習を復活せしめたのみならず、庄園制度それ自身の發展過程において、みづからに適合する無数の法律慣習を生んだからである。實に、庄園法の一大特色は、それが、人々の社會生活の過程において自然に培はれて來たものであるといふことと、何等の成文法をも存することなく、全くの不文の慣例法であつたと言ふこととである。されば、庄園法の解剖は、この不文法

を明らかにすることによつてのみ初めて把握し得るものであつて、ここに述べんとする所領保護契約なるものは、即ち、庄園法における契約法の一齣を構成するわけである。

二 庄園は、國衙へ租税を納めず、且つ國家權力を庄園内へ行使し得ざる不輸不入の、治外法權の地であつた。顧みれば、大化改新によつて斷行せられたる公地公民の制度は、延喜年間頃までは曲りなりにも行はれたのであるが、これが如何にして全くその反對物たる庄園制度に轉化するに至つたのであらうか。

先づ、當時、朝廷に對して至大なる權勢を有したる王臣勢家たちは、自己の私領に對しても勅旨田や寺社田におけると同じやうに、租税免除の勅許を申請するに至つた。その手續きを『立券庄號』と言ひ、土地の所有者より理由を具して租税の免除を申請し、太政官またこれを許可することに決

すれば、官使、國使等を遣はして庄使とともに實地に臨み、その四至を定め榜示を打ち立て、地坪を檢注せしめ、更に太政官符および民部省符——この兩者は、庄園勅免のために絶對的に必要なものであり、二者を併せて普通に官省符と言ひ、これを有する庄園を官省符之地または官省符之庄といつた。——を、國司および申請者に下してこれを證明するのである。更に、寺社權門勢家たちは、自己の擁する私人的權威を振りかざして故らに國務に對捍し、以て私領を庄園化するものも續出した。伊賀國における東大寺の活動の如きは、その最もよき例證の一つであらう。

かやうにして、私領は次第に國家權力より特立せる庄園に轉化して行つたのであるが、しかし、ここに考ふべきは、租税免除の申請をなしたり、或ひは國務に對捍したりするやうな方法による私領の庄園化は、寺院神社王臣の如き朝廷に對して

少からの權勢を有する者のみの爲し得ることであつて、かかる權勢の何物をも有しない絶對多數の中・小地主たちの到底企て及ぶところではなかつたのである。さればと言つて、依然として從來の通り國衙の支配を受けてゐたならば、奸惡なる國郡司の不當誅求や、日に月に財政の窮乏化しつつある政府の加重され行く重税のために、いよいよ益々苦境に呻吟せざるを得ない。微勢なる地主は、今や、その進路に迷ふに至つたのである。

一 拙著、日本佛教經濟史論考、第一篇第一章「日本に於ける大土地所有制の成立」特にその第三二頁以下參照。

二 拙著、日本寺領庄園經濟史、第四一二頁以下には、その過程を詳細に分析して置いた。

三 更に、政府の常備軍制度たる軍團制は平安初期を以つて有名無實のものとなり、兵士は恰も奴僕に等しいものとなつたので、國家の力による治安維持は殆んど全く頼むべからざる有様に化して來た。ここに於いてか、寺社權門勢家たちはそ

れぞれ私兵を養ひて自分みづからを護るとともに他者を押妨し侵奪し、文字通りの『弱肉強食』の時代を現出したのである。當時、勢威ある者が如何に横行濶歩したかは、この私兵制度出現の一事を以てしても明らかである。

このやうな時代になつて來ると、ひとたび勅免を受けて私領を庄園となした者も、若し自己の勢威が凋落して昔日の倂を止めざるに至ると、忽ちにし他の勢家によつて所領の違亂押妨を蒙る結果となり、また國司による所領の收公を將來したのであつた。『弱肉強食』といふ言葉は、この社會に最もよく妥當するものなるかに見えた。彼の高野山が平安中期に至りて寺運凋落し法燈ほとんど斷絶に頻するや、廣大なる寺領は忽ちにして勢家および國司のために押領收公せられた一事によつても、此の間の事情は明らかであらう。微勢なる地主は、この點においても亦もつとも深刻なる苦難

に當面すべく餘儀なくせられてゐたのである。

四 ここに於いてか、かかる状態を打破すべく一つの制度が採用せられ、しかも、そのひとたび採用せられるや、恰も燎原の火の如く遠近に擴がつて行つた。ここに述べんとする所領保護契約が即ちそれである。所領保護契約は、實に以上の如き切實なる必要により生れ出でたものだつたのである。かくの如き保護契約による所領保全の仕法は、すでに醍醐天皇の延喜年間には相當に行はれてゐたものの如く、新立庄園を停廢せんとする延喜二年三月十三日の太政官符には、頃年、勅旨開田ひとえに諸國にあり、空閑荒廢の地を占むるといへども、これ黎元の産業の便を奪ふなり、しかのみならず、新たに庄家を立てて多く苛法を施し、課責もつとも繁く、威脅たえ難し、且つ諸國の奸濫なる百姓は、課役を遁るるためにややもすれば京師に赴き、好んで豪家に屬し、或ひは田地

を以て詐りて寄進と稱し、或ひは舍宅を以て巧みに賣與と號し、遂に使を請ひ牒を取り、封を加へ勝を立つ、國吏矯飭の計を知るといへども、しかも權貴の勢に憚りて、口をつぐみ舌を卷き敢て禁制せず、云々と言つてゐる。この太政官符の目的は所領保護契約を禁止するために發せられたものであるが、この官符によつて明らかに知られるやうに、百姓達は詐つて私領を豪家へ『寄進』すると稱し、以て官使國使を乞ひて庄園の勅免を受け、官吏はそれが奸謀に基づくものであることを知りつつも、しかもその受寄者たる權門勢家の勢に恐れて知らぬ振りをして何等禁制もしなかつたと言ふのであつて、所領保護契約が夙にこの時代にありても廣く行はれつつあつた様相を察知するに困難でない。されば、かかる滔々たる社會的潮流の前に、一片の法令を以て到底これを禁遏し得なかつたことは、後の歴史の明證するところであ

る。

一 類聚三代格、卷十九、禁制事（國史大系、第十二卷、第一〇〇九—一〇一〇頁）。

二 所領保護制度は、ヨーロッパの庄園においても、我が日本におけると符節を合したやうに行はれてゐる。『他方において、土地の必要及び無防禦状態により斷えざる不安は、土地のない人間や、土地の少い人間を驅つて、強力な大地主のもとに土地及び保護を求めさせた。大地主はこれ等の人々の軍事的保護者となり、それを自己の保護下においた。即ち「寄託を受け」た。

斷えざる戦争及び國內的安定を缺いた時代に、斯様な保護を求めたのは土地のない人間のみではなかつた。土地の所有者でさえも、むしろ自己の土地を大地主に引渡し、これ等の地主から反對に借地として、土地を、併し保護を受ける土地を受取る途を擇んだ。』（ポチャロフ、ヨアニシアニ共著、世界史教程、封建制度の發生より爛熟迄、第六〇頁）。

## 二

一 所領保全の目的を以て所領保護契約を締結する一方の當時者は必らず微勢なる地主であり、他方の當事者は必らず優勢なる寺社權門勢家であ

庄園法に於ける所領保護契約（細川）

つた。これは今更ここに解説するまでもない。然るに、この所領保全は、その方法の異なるに従つて二種の保護者に區別せられ、しかも、この二種の保護者が同一土地に對して重疊君臨する場合があつた。二種の保護者とは、本家と領家これである。本家・領家を通じて、所領保護契約のことを一般的には『寄進』と言つた。この契約の成立には、原則として當事者の合意による豫約が成立し、これに基づいて寄進狀が作成せられ、この寄進狀に對して本家・領家からは下文を與へ、ここに契約が成立するのである。順序として先づ寄進狀を掲げて置きたい。

寄奉 所領壹處事

在越前國東條郡内

河和田庄

右件處領、元者親父周衡朝臣先祖相傳私領也、繼所讓與周子、仍爲募御勢、永奉寄

(1101)

一一五

待賢門院之御願法金剛院御庄、以周子子々孫々爲預所、可執行庄務者、相副次第公驗、所進如件、

保延五年十一月 日 藤原周子

この寄進狀の意味するところは、藤原周子はその親父より讓與を受けたる先祖相傳の私領越前國河和田庄を、みづからは微力であつて到底これを保全することが出来ないから、勢を募り權勢を假用するために、これを待賢門院の御願寺なる法金剛院の庄園として『寄進』するが、しかも、自身は預所の所職を留保して庄園知行の實權を握り、子々孫々に至るまで庄園保全の目的を達したいと言ふのである。即ちこの場合の寄進は真正の無條件の寄進ではなくて言葉の上のみの寄進であり、従つて引續き庄園支配の實權は依然として留保してゐるのである。故にこれを簡單に言へば、待賢門院の御勢を假用することによつて他者の侵奪を

防ぐために、しばらく寄進の形式を採つたに過ぎないのである。

一 仁和寺文書、一。

二 次に、かくの如き寄進狀を受けたる本家または領家は、これに對して承認の意味を有する『下文』を與へるのが普通である。若し寄進狀を受取つたのみにて下文を與へなければ、寄進者は自己の重大なる權利を喪失する恐れがあつたのみならず、保護者・被保護者間の權利義務が確定的に明白にならない。しかして、上記の河和田庄に關する下文は見當らないが、次に掲ぐる八條院廳下文は、疑ふべくもなく、この種のものである。<sup>(二)</sup>

八條院廳下 丹波國大内郷吉圍庄

可以女房辨局爲預所職事

右庄者、爲辯局相傳私領、於本家職者、爲斷後代牢籠、寄進八條院畢、有限年貢備進之外、於預所職者、知行領掌不可相違、稱有由緒、

被成其煩者、更非寄進之限、依申請、可令子孫相傳之狀、所仰如件、庄家宜承知、不可違失、故下、

文治二年十月十六日

主典代散位大江朝臣在判

別當從三位藤原朝臣在判

内藏頭藤原朝臣在判

これは當該庄園の庄官住民等に下したものであるが、寄進者に對してもこれと殆んど同じものが下されたに相違ない。

一 東寺百合文書、白河本、四十八。

三 被保護者の捧げる寄進狀と、保護者の與ふる下文とによつて、所領保護契約はここに完全に成立する。律令制度の廢頽せる時代のことであるから、かかる契約の手續および效力は、成文法の規定に従つて始めて有效となるものでは勿論なく、従つてまた、これを土地臺帳に記載するが如

きことは些かも必要でなく、ただ、上記文書の授受によつてのみ、ここに始めて契約が成立するのである。

ところで、平安時代の中葉からは一般に年序の法が行はれ、所領知行權原の當否を論せず、いやしくも所領の知行を開始して相當の年數を経たものは、たとえ、その知行權が押領に基づくものであつても、その原因を問はないといふ慣例法が發達して來た。現實に知行せるものを當知行といひ、よし權利があつても現にこの權利を行使し居らざる——換言せば、知行の中斷せる——ものを不知行と言つた。不知行は權利の上に眠れるものであるから慣例法において保護を加へず、當知行のみが承認せられた。そこで一つの疑問が起る、不知行所領の文書を以て恰も當知行の如く裝ひて保護契約を締結した場合は如何。王朝の庄園法において、この點につき何事をも知り得ないが、

鎌倉幕府の御成敗式目の第四十七條には、不知行所領の文書を以て他人に寄附したならば、その身を追却し、請取人は寺社の修理料として罰金を課すると規定してゐるから、年序法の如き慣例の起つた社會の實情より察すれば、<sup>(三)</sup> 庄園法においては、不知行所領の文書による所領保護契約は、必らずや無効であつたものと推斷せしめられるのである。

- 一 拙稿、年序法の發達(政治經濟研究、第一年第二號、掲載)。
- 二 日本經濟大典、第一卷、第四七一頁。

### 三

一 所領保護契約が成立すれば、保護者は、被保護者より一定の得分(保護料)を徴納する權利を生ずる。この權利は土地を直接に支配し得る權利にあらずして、被保護者の手を経て徴收し得る所當の上の權利である。従つて、この權利の行使を

所當知行と言ひ、被保護者の知行權を下地知行と言つて兩者を區別した。

保護者の得分は、最初から定まつてゐる場合と未定の場合とがあつた。これを事實に徴するに、すでに庄園として成立してゐて、ただ保護者の勢を募つて領有を保全することのみを目的とせる保護契約の場合は、契約の締結と同時に保護者の得分を明定した。例へば、前節の第二項に引ける文治二年十月の八條院廳下文に、『有限年貢備進』云々とあるが如き、また王朝末期に屬すること疑ひなき肥後國鹿子木庄傳領關係文書の第二條に、

一 壽妙之末流高方之時、爲借權威、以實政卿號領家、以年貢四百石割分之、高方者、爲庄家領掌進退之預所職、

と言つてゐるが如きは即ちその一例である。

然るに、庄園不輸の特權を獲得する目的を以て契約する場合には、保護者の得分は、立券言上の

後——すなはち私領が庄園となつた後はじめて明定することが一般の慣例であつた。治承二年六月の左の院廳下文は、この間の消息を最もよく傳へてゐる。曰く、

院廳下 大宰府在廳官人等

應早任平政子解狀並前建春門院廳下文使者  
府國使相共堺四至打勝示立券言上爲最勝光  
院領管肥前國松浦庄事、

(中略)

右、彼政子去二月日解狀併、謹檢案内、當庄者、前筑後守國兼法師私領也、而男前司國通繼領知、然間去保延五年之比、申請鳥羽院廳御下文、爲別符任公驗理、御使相共、堺四至打勝示、立券荒熟田畠、領掌年尙、其後女子大江氏傳領、已三代相傳、敢無有異論、而依有事縁、相具調度文書、政子所讓渡也、因茲、爲募御勢、去安元元年比、寄進建春門院廳之

時、件御領可爲不輸之田、依院宣、成進府國廳宣之上、成賜彼院廳御下文、以來敢不聞國役、爰崩御之後、又所寄進最勝光院御領也、但於御年貢式數者、立券言上之後隨申請、是古今之例也、成賜廳御下文被糺定、明時舊跡誰謂非據、望請廳裁、早任鳥羽院廳御下文、同御使立券勘文、並府國廳宣等旨、重堺四至、立券庄領田畠、且永停止勅事院事府國役、爲最勝光院領、進納御年貢、且可令任政子讓狀、永代知行之由、成賜廳御下文者、將斷當時之牢籠、彌備向後之龜鏡矣者、任政子解狀並前建春門院廳下文、爲最勝光院領、堺四至打勝示、可立券言上也、以彼政子、限永代可爲預所職、但於年貢員數者、立券言上之後被定下、每年無懈怠、可運進院家之狀、所仰如件、府國宜承知、不可違失、故下、

治承二年六月廿日

主典代大藏權大輔中原朝臣

別當權大納言兼中宮大夫藤原朝臣(以下連署略す)

今これによれば、肥前國松浦庄はもと前筑後守國兼法師の私領であつたが、保延五年に鳥羽院廳の御下文を申し請けここに完全なる庄園となり、數代傳領の後、平政子の手に歸した。然るに政子は微力であるから當庄を建春門院廳に寄進したが、同門院が崩御されたので勅事院事府國役などの徵税に會ひ、庄園としての特立的地位が失はれたので、庄園の特權を回復するために再びこれを最勝光院家に『寄進』し、その保護を求めることとなつた。而して、保護者たる最勝光院の得分はあらかじめ定めることなく、庄園の特權を獲得したる上にて定め、毎年懈怠することなく院家に運進する。『但於御年貢式數者、立券言上之後隨申請、是古今之例也』とあるによつて明らかなるが如く、右の如き仕法は當代一般の不文の慣例だつ

たのである。

保護者はこれを本家または領家と言ひ、その得分——保護料——徵收權を本家職または領家職なる文字を以て表現せられた。『職』はこれを『シキ』と讀み、ほぼ今日の權利の觀念に該當してゐる。しかも、この權利たるや、土地を用益するの權利にして、従つて、不動産物權に對してのみ妥當する内容を有してゐる。それ故に、我が庄園においては、不動産物權にして職の觀念を有せざるものなく、職にして不動産物權を對象とせざるもの無きに至つた。されば、本家職・領家職の知行者は、領主職・庄官職・作人職の知行者と同じく、不動産物權の行使者に外ならないのである。

一 東寺百合文書、白河本、百六十八。

二 東寺百合文書、サ、二。

三 本家と領家との本質の異同については、拙著、日本寺領庄園經濟史、第一二七——一二八頁および第一三二——一三三頁、參照。

二 保護者は以上の如き権利を生ずるが、この

権利は同時に、被保護者のために或は庄園の特権を獲得してやり、或はその所領を保全してやる義務を生じた。権利なきところに義務は無く、義務なきところに権利は無かつた。前項に述べたる保護者の権利は、實に右の義務を履行することによつてのみ初めて效力を生じ得たのであつた。従つて、保護者が契約によりて定まれる権利の域を脱して被保護者の権利を侵害したり、又はその權勢とみに微弱となつて保護の能力なきに至つたならば、その地位を去らねばならなかつたことは、次節に至つて論明する通りである。

一 所領が違亂押妨せられた場合に、被保護者は直ちに『御威之嚴』を假りるために、保護者に愁訴するのを常としてゐた。この種の解状は甚だ多いが、煩雜に互るから省略して置く。

三 所領保護契約の締結にあたり、本家職を設定する場合と、領家職を設定する場合とによつて、

被保護者の地位が異なる結果となつた。

先づ、本家職設定の場合に就いて見るに、この場合には、被保護者は領主の地位を依然として保持し、本家は恰も見張り番といふ地位とも稱すべきものであつた。然るに、領家職を設定すると、被保護者は自己の領主たる名目を保護者に『寄進』し、少くとも表面的には領主の地位を退いて、自己は預所・庄官・百姓などの名目を帯びるのが普通である。しかし、その名目の如何を問はず、被保護者は所領の實際上の領有者であり、知行者である一點においては、何等の差異も存在しない。例へば、第二節第二項に引ける文治二年十月の八條院廳下文に、丹波國吉園庄の領主たる女房辨局は後代の牢籠を斷つために當庄を八條院へ『寄進』したが、自分は預所職を留保し、以て當庄の『知行領掌不可相違』と言へるが如き、また本節の第一項に示せる肥後國鹿子木庄において、高方が權威

を借るために參議實政卿を領家と仰ぎ、自分は『庄家領掌進退』の預所職を留保してゐるが如きは、即ちその實例である。

概して一般的に言ふならば、保護を受くる領地が相當に廣い面積を占むる場合は、被保護者は根本領主または預所となるが、然らずして領地が狭少なる場合には、被保護者は作人(農奴)の地位を占むるものが最も多かつたであらうと思ふ。この場合、作人は自己の小作する土地を『私領』と觀念し、小作權(作人職)の賣買にあつても、しばしば件の小作地を『先祖相傳之私領』と明記してゐる。例へば、「東寺百合文書」に、

賣渡 西院御領田作所職事

合貳戸主者

在(四至略す)

右件田者、丹波行重入道相傳之所領也、而依有直要用、錢七貫、限永年、藤井延重所賣渡

明白也、仍爲後日證文、相副本券文等、所賣渡之狀如件、

建曆二年十二月廿六日 後家 尼(花押)

嫡男 僧(花押)

とあるが如きは、すなはちその一例であつて、この場合は恐らく丹波行重もしくはその先祖が御勢を募るためにその所領を西院領として寄進し、同時に自己は作人の地位に墮ちたから、件の作人職を有する土地をば『相傳之所領也』と言つてゐるに相違ない。

一 東寺百合文書、白河本、第百十五。

四 以上三項に互つて述べて來たところは、所領保護契約が當事者双方に對する效力であるが、第三者に對する效力は如何。

優勢なる保護者の存在する所領に對しては、私人はこれが侵奪を斷念した。蓋し、その保護者が自己よりも一層優勢なるにも拘らず被保護地を押

領しやうとするならば、思はざる災厄に當面するからである。また國衛としても、かかる所領に對して收公停廢の處置を講じやうものなら、その官職はもとより、生命をも失ふことを覺悟せねばならない。歴代の平安朝政府が聲を荒げて庄園の停廢を切言し來つたにも拘らず却つてその反對の結果を生むに至つたのは、<sup>三</sup>とりもなほさず、社會上政治上に至大なる權勢を有する寺社權門勢家が本家領家となつて微勢者の所領の保護に任じてゐたからである。「愚管抄」の次の記述は、この點を最もよく證明するものであらう。曰く、

延久ノ記録所トテ、ハジメテヲカレタリケルハ、諸國七道ノ所領ノ宣旨官符モナクテ、公田ヲカスムル事、一天四海ノ巨害ナリトキコシメシツメテアリケルハ、スナハチ宇治殿ノ時、一ノ所ノ御領ノトノミ云テ、庄園諸國ニミチテ、受領ノツトメタヘガタシナド云テ、

キコシメシモチタリケルニコソ、サテ宣旨ヲ下サレテ、諸人領知ノ庄園ノ文書ヲメサレケルニ、宇治殿へ仰セラレケル御返事ニ、皆サ心得ラレタリケルニヤ、五十餘年君ノ御ウシロミヲツカウマツリテ候シ間、所領モチテ候者ノ強縁ニセンナンド思ヒツ、ヨセタビ候ヒシカバ、サニコソナンド申タルバカリニテマカリスギ候キ、ナンデウ文書カハ候ベキ、タマソレガシガ領ト申シ候ハン所ノ、シカルベカラズタシカナラズ聞シメサレ候ハンヲバ、イサ、カノ御ハバカリ候ベキ事ニモ候ハズ、カヤウノ事ハカクコソ申サタスベキ身ニテ候ヘバ、カズヲツクシテタヲサレ候ベキナリト、サハヤカニ申サレタリケレバ、アダニ御支度相違ノ事ニテ、ムコニ御案アリテ、別ニ宣旨ヲ下サレテ、コノ記録所へ文書ドモメスコトニハ、前太相國ノ領ヲバノゾクト云宣下

アリテ、中々ツヤ々ト御沙汰ナカリケリ、  
 コノ御沙汰ヲバ、イミジキ事カナト世ノ中ニ  
 申ケレ。

と。即ち後三條天皇が非常なる御意氣を以て不當  
 に立庄したる庄園の停廢政策を行はるるに當り、  
 前攝政關白藤原賴通が廣大なる庄園を領有してゐ  
 たので、その領有權原を證明するに足る文書の提  
 出を命じた所、彼れは、この領地は自分の權勢を  
 恃んで人々が勝手に『寄進』して來たものを領し  
 てゐるに過ぎないのであるから、どうして文書な  
 どのあらう筈がない、仍つて御遠慮なく收公せら  
 るべきであるとの不遜なる勅答を申し上げた。そ  
 こで政府においても彼れの權勢に屈し、彼れの所  
 領のみは文書を提出に及ばずといふ宣旨を下され  
 たのである。藤原氏一門は所領保護契約を結ぶこ  
 とによつてその財力を養つてゐたのであるが、か  
 かる權勢者を保護者と仰いで居れば、國家權力に

對しても右のやうに最も有效有力なる所領保護の  
 效力を發生することが出來たのである。されば、  
 國郡の官吏の如きもかかる保護者を有する所領に  
 對しては猫の如き従順なる態度を裝ひ、むしろ屢  
 々官權を悪用してその保全擴張に協力してゐたる  
 こと、當代の歷朝が繰返しこれを禁遏せる事實に  
 よつて知られるのである。<sup>(三)</sup>

一 拙著、日本寺領庄園經濟史、第十章、庄園の停廢政策を參  
 照。

二 愚管抄、第四(新訂增補國史大系、第十九卷、第一一二頁  
 — 第一一三頁)。

三 例へば、保元元年閏九月十八日の宣旨の第一條には、不當  
 に、國務に對捍し公田を蠶食して立てたる庄園の停廢を切言  
 し、國宰もしこれを容認して奏上せずば即ちその見任を解却  
 して違勅罪を科し、子孫に至るも永く敘用せずと言つてゐ  
 る。(兵範記、第二卷、史料通覽本、第一三九頁)。

#### 四

一 所領保護契約は、凡そ三つの場合に解除せ

られた。すなはち、保護者が契約に違背して保護の義務を盡さざるか又は越權行爲ありたる場合、保護者の權勢が微弱になつてその任に堪え得ざるに至つた場合、並びに被保護者が保護者に對する得分を未進した場合。

二 先づ第一の點より述べやう。所領保護契約は所領の保全を根本目的とするものであつた。故に、保護者にして苟くもこの目的に反する行爲のあつた場合に、契約が解除せられるのは理の當然である。再三論及し來れる第二節第二項に引く文治二年十月の八條院廳下文に、女房辨局がその所領吉園庄を同院へ寄進するにあたり、『稱有由緒、被成其煩者、更非寄進之限、』と言ひ、保護者がその權勢を濫用して被保護者の權利を侵害するならば、保護契約は解除となることを明記してゐる。更に、この點に關する最も興味深き事實は、肥後國鹿子木庄によつて提示せられてゐる。先に少

しく論及したやうに、當庄の領主高方は權威を借るために參議實政卿を以て領家と仰いだ。しかし實政の末流寛果は、根本領主高方の末流たる賢勝に對し、『汝の職しきを若し違亂すれば我が末流にあらず、頗る恩を知らない人であるから、領家たるべからず』といふ意味の確認を與へた。然るに寛果の末流覺暹は右の寛果の契狀に背き、賢勝の帶ぶる預所職三方のうち西庄一方を押領して了つた。そこで當庄傳領關係文書の第六條には、『實政卿寛果等之契狀分明也、違背此之旨、覺暹何可爲領家職乎、於今者、預所可一同領掌之條、道理顯然也、』と言つてゐる。すなはち、保護者たる領家の權限を超えた行爲があつたから、領家たるべからずと言ふのである。かくの如き保護者の越權行爲は、事實しばしば繰返されたに相違ない。しかしながら、被保護者は詮ずるところ弱者である。越權行爲は通常保護者に付き物と考へねば

ならない。越權行爲のある度ごとに保護契約を直ちに解除してゐては、被保護者の自滅を招來せざるを得なかつたであらう。これ、この社會機構の不可避的事態であつたと言はねばならぬ。されば、寺社權門勢家たちは本家・領家となることによつて、その所領を無限に擴大して行くことが出來たのである。

三 保護者が以前の權勢を失つて微弱となつた場合に、所領保護契約が解除されたのは、契約の根本目的から見て當然のことである。肥後國鹿子木庄傳領關係文書の第四條に曰く、

一 實政之末流、願西微力之間、不防國衙之亂妨、是故、願西領家得分二百石、寄進高陽院、內親王、件宮薨去之後、爲御井被立勝功、德院、被寄彼二百石、其後爲美福門院御斗、被進付御室、是則本家之始也、

今これによれば、保護者たる領家實政卿の末流

願西の時にいたつて微力になつたので、國衙の亂妨を防ぐに堪え得なくなり、従つて保護の目的を達し得なくなつたから、領家職の知行する得分四百石のうち二百石を割いて、更に一層有勢なる高陽院內親王家へ寄進して、同院を本家と仰ぎ、以て被保護者に對する所領保全の目的を達しやうとしたのである。この場合は、願西が自己の領家たる地位を失ふことなくして更に有勢者を仰いだわけであるが、然らずして、微勢になりたる保護者は自發的に又は被保護者の要求により、全くその地位を去つて保護契約を解除せしめるやうな場合も、必らずや頻繁に行はれたものと十分に推測せしめられるのである。

四 所領保護契約は有償的契約である。有勢者が微勢者の保護者となつた唯一の目的は、所詮、被保護者より一定の得分——保護料——を徵納するの一點にあつた。従つて、もし被保護者が契約

によつて定まれる得分を未進滞納すればこれを督促し、尙も應ぜざる場合には被保護者を排除して自己が真正の土地知行者となることが出来た。従つて、かかる場合に立ち到れば、所領保護契約は當然に解除される次第である。例へば「醍醐雜事記」に、

一近江國柏原庄本公驗延曆十二年十一月廿日具十三枚

本主山城前司源盛清庄、應德二年寄進圓光院、但依致三千餘石未進、天承元年被付寺家了、

本田百九町六段十步、當時定百六十六町三段三百五十步、

とありて、近江國柏原庄は、山城前司源盛清の所領であつたが、應德二年に醍醐寺の圓光院と所領保護契約を締結してその威勢を假用して居りながら、圓光院へ對する保護料三千餘石を未進したから、つひに百六十六町餘の所領田を悉く同院のた

めに沒收せられて了つたのである。保護者としては最もよき口實であつたのであらう。

なほ、保護者が死亡した場合に、もしその家督相續者にして依然權勢を有して居れば、保護契約はそのまま繼承されたが、幼弱その他の理由により保護の目的を達し得なければ、これまた契約が解除せられたのは多言を要しない。<sup>(三)</sup>

一 醍醐雜事記、卷一（京都醍醐寺本、第一五一—一六頁）。

二 しかし、このやうな場合は、上に述ぶる微弱となりたる場合の一部をなすものであつて、故らに別の範疇として取扱ふべきものではない。

## 五

一 所領保護契約は、社會史上より觀れば庄園制度の發達と主從關係の成立に資し、法制史上より觀れば特殊の不動產物權たる職の知行なる觀念を發達せしむる重要な因子となつた。

所領保護契約を結ぶことにより、微勢なる者は

自己よりも一層有勢なる者の保護を受け、常に所領を保全することが出来たのみならず、保護者の威勢を假用して或ひは庄園の勅免を申請し、或ひは故らに國務に對捍して所領の庄園化を結果することとなつた。これは庄園の制度化のために、最も與つて力のあつたものである。

更に保護者の側について觀るも、開墾による所領の擴張には自然のおよび經濟的におのづから一定の限度があつて、無制限に所領を擴張するといふことは殆んど不可能であるが、微弱領主の保護のために本家・領家となり、次第に庄園の實質的支配權にまで手を延ばして行くといふ方法によれば、その所領は無限に擴張することが出来るのである。第三節第四項に示せる「愚管抄」の記述は、藤原氏の長者たる頼通が、庄園の本家・領家となることによつて廣大なる所領を擁してゐたことを物語るものであり、一般の寺社權門勢家について

もほぼ同様のことを言ふことが出来る。第一節第四項に擧げたる延喜二年三月十二日の太政官符は、早くも所領保護契約が庄園の制度化に及ぼす影響を洞察してこれを禁止してゐるほどである。庄園制度の發達が、如何に、時の社會的經濟的政治的および法律的諸機構を變革したるかは、ここに多くを語る必要を有たないであらう。

二 封建社會におけるイデオロギーの一特色は、保護と被保護、強者と弱者間の上下主從關係の結成である。國司・郡司たちの租税の誅求に堪え切れなく、また出舉その他による寺社權門勢家のために苦しめられてゐた班田農民は、その保護を求めするために庄園内へ流れ込んで領主の膝下に拜跪することによつて、典型化された農奴の地位に墮ちたと恰も同じく、微弱なる土地所有者は勢家を仰いで本家・領家と號し、その保護を受くることによつて所領保全の目的を達しやうとし

た。かかる趨勢は當に俗界においてのみならず、寺社の間においても平安時代の中葉から本寺（或は本社）と末寺（或は末社）の關係が成立し、微弱なる社寺は有勢なる社寺を本寺と仰ぎ、以て所領の安全を期しやうとしたが、末寺それ自身は本寺の所領の如くなり、本寺は別當を派遣してその統督に任ずるに至つた。

かくの如き所領保護契約の制度は、これ即ち私人的保護制であり、上下主従關係の結成でなければならなかつた。被保護者は保護者に隸屬し、その鼻息を窺ふことによつてのみ自己の安泰を期し得たのである。されば、その所領が國衙の亂妨や他者の侵奪を受けた場合には、被保護者は惶惶として直ちにこれを保護者に上申し、その排除を求めるのであるが、しかも、その申請状には最も多くの場合において、身を低ふし辭を卑しうして臣従の至情を表してゐる。例へば、本家・領

庄園法に於ける所領保護契約（細川）

家の『御威之嚴』によりとか、『御勢之貴』によりとかの文言を使用し、以て押妨の一掃を哀願するのが常であつた。被保護者は、今や、保護者に隸従する一臣下たるかの觀を呈するに至つたのである。

一 拙稿、平安朝佛教社會史批判（歴史と地理、第三十一卷第四號、第五〇頁以下）。

二 なほ、拙著、日本佛教經濟史論考、第一篇第四章、「庄園社會に於ける忠義觀念」參照。

三 平安時代の庄園内における不動産物權として職の知行なる觀念が生れた。我が庄園法においては、不動産物權にして職ならざるは無く、すべて土地を利益するの權能を指ざした。保護者たる本家職・領家職の知行者は、被保護者より收むる所當の知行者であり、根本領主職・庄官職・作人職などの知行者は下地の知行者であつて、ひとしく不動産物權の行使者であつたのである。なほ、わが固有法における職の知行權については、わたくしは近く別稿において詳密なる論究を試むる筈であるから、詳細はそれに譲つて置きたい。